

## 誓約書

補助金交付申請にあたり、下記のとおり誓約します。  
なお、誓約事項に関し、町が行う一切の措置に異議なく同意します。

### 記

#### （誓約事項）

- 1 播磨町における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第13号）を遵守し、暴力団排除に協力することについて
  - (1) 条例第2条に規定する暴力団等に該当しないこと。
  - (2) 町長が、上記(1)を確認するため、必要な事項を兵庫県警察本部長に照会すること、及び当該照会に係る回答の内容を他の補助事業における暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、兵庫県又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供することについて、異議を述べないこと。
- （すべての補助金申請者を対象とする誓約事項）
  - 2 補助金申請時の留意事項について
    - (1) 播磨町自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱第13条に基づき町長が行う一切の措置について、異議を述べないこと。

第13条 町長は、補助金申請者が、次のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令並びにこの要綱及び当該補助事業に係る要綱、要領その他の規程の規定に違反したとき。
  - (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
  - (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
  - (4) 偽りその他不正な手段により補助金又は間接補助金の交付を受けたとき。
  - (5) 暴力団等であるとき。
- 2 町長は、前項の規定による取消しを決定した場合は、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により当該交付決定者に通知するものとする。
  - 3 町長は、第1項の規定による取消しを決定した場合において、当該取消しの事由が同項第4号、第5号その他これに類する悪質なものであるなど、特に必要があると認めるときは、当該取消しを受けた者の氏名、住所、取消しの内容その他町長が必要と認める事項を公表することができる。
  - 4 町長は、前項の規定による公表をしたときは、当該公表の内容を関係機関へ通知することができる。

- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項に基づき町が行う一切の措置について、異議を述べないこと。

#### 地方自治法第221条第2項

- 2 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。

年 月 日

播磨町長 様

住 所  
氏 名  
電 話 (       )       -  
電子メール